一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併字崩ノ戸二九一四の一二、二九一四の一五
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字万江乙字光永恵四二二の一(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町目丸字緑川三六五四の四から三六五四の八まで、字古道三六七九の三、三六七九の四、三六七九の六、三六七九の七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字西里字**岨**三〇四二の五(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県八代郡氷川町早尾字江川内二七二七、二七二八の二、二七二八の九、二七二八の一一、二七二八の一三、二七二八の一五、二七二八の一七、二七二八の一八、二七二八の二〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字江川内二七二八の九、二七二八の一三、二七二八の一五、二七二八の一七、二七二八の二〇(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び氷川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木星丸字小俵一四二六、字谷一五〇三、一五三一、一五三二の一、一五三二の四、一五三三から一五三六まで、一五三八から一五四〇まで、一五二二・一五二三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字正信一五四六から一五五二まで、一五五八、一五六〇、一五九一、一五九六、一五四二・一五五三・一五五四・一五五七の一・一五六四・一五九二(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、字福山一六六八、一六八〇、一六八三、一六八五、一六八六、一六八九、一六七八・一六八四・一六八七・一六九〇・一六九一・一六九三・一六九四(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、字長迫一六九六、一六九九の二、一六九五・一七〇〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字原一七六一、一七八六、一七八八から一七九〇まで、一七九一の一、一七九一の二、一八〇四、一八〇五
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市松瀬川字渋谷乙一二〇二の一〇(次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　電気工作物施設用地とするため
(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市松瀬川字渋谷乙一二〇二の一〇(次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　電気工作物施設用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西条市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面は愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)